

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

告示

ページ

- 北九州市立障害者スポーツセンターの使用料及び北九州市立総合療育センターの手数料の徴収事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 1572

公告

- 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会委員選挙の候補者【建築都市局整備部学術・研究都市開発事務所】 1573
- 北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会委員選挙の無投票【建築都市局整備部学術・研究都市開発事務所】 1574

上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】 1575
- 下水道事業受益者負担金の負担区域の変更【上下水道局総務経営部営業課】 1576

北九州市告示第242号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立障害者スポーツセンターの使用料及び北九州市立総合療育センターの手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年6月15日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		受 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市 福祉事業団	北九州市八幡東区中央二 丁目1番1号	平成24年4月1日 から平成25年3月 31日まで

北九州市公告第386-3号

平成24年6月24日に実施する北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定による届出のあった候補者は次のとおりであるので、同条第5項の規定により公告する。

平成24年6月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 宅地の所有者が選挙すべき委員の候補者

氏 名	住 所
香山元輔	北九州市若松区大字小敷276番地
中野常生	北九州市若松区大字小敷296番地
芹田章二	北九州市八幡西区大字本城2664番地2
早川 保	北九州市若松区大字頓田1405番地3
瀧川順子	北九州市八幡西区本城学研台三丁目5番5号
上野博幸	北九州市若松区小敷ひびきの三丁目2番16号
黒川利昭	北九州市八幡西区本城学研台三丁目4番6号
安武満信	北九州市若松区塩屋三丁目14番1号
吉田傳一	北九州市若松区塩屋三丁目15番1号
山崎 勇	北九州市若松区大字有毛660番地1
山崎英孝	北九州市若松区大字払川513番地3

2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の候補者

氏 名	住 所
積和不動産九州株式会社	福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号博多駅前ビジネスセンター

北九州市公告第400号

平成24年6月24日に実施予定の北九州都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理審議会委員の選挙について、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により投票を行わない。

平成24年6月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市上下水道局告示第17号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

平成24年6月15日

北九州市上下水道局長 吉田 一彦

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
3140	永建 田中一則	北九州市小倉南区徳 吉南四丁目5番4号	平成24年6月1日 から平成29年5月 31日まで
2096	有限会社神谷工 務店 神谷 武	北九州市小倉北区真 鶴二丁目8番18号	平成24年6月1日 から平成29年5月 31日まで

北九州市上下水道局公告第23号

北九州都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年北九州市条例第49号）第3条の規定により、下水道事業受益者負担金の負担区域を次のとおり変更する。その関係図面は、公告の日から2週間北九州市上下水道局総務経営部営業課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月15日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

負担区域を変更する土地の区域
若松区響町一丁目及び響町二丁目の各一部